

はじめに

助産師の実践者として活躍するためには、講義による科学的根拠に裏付けされた知識と技術の修得は重要です。講義は主体的に臨み、講義に伴う演習も自己の修得状況に合わせ、課外時間を利用して学習をすすめていきましょう。

1 教育目的

- (1) 生命を尊重し、安全で質の高い助産実践能力を身につけ、母子を中心とした家族や社会に対し、女性の生涯を通じて性と生殖に関する健康を支援できる助産師を育成する。
- (2) 地域・国際社会における母子保健の発展に貢献できる自律した助産師を目指す。

2 ディプロマポリシー

- (1) 生命を尊重し、助産師としての倫理観と責任感をもち、対象と良好な人間関係を築くことができる。
- (2) 女性のライフサイクル各期における性と生殖に関する健康・権利について理解し助産実践に活用できる。
- (3) 助産に必要な幅広い知識と技術を修得し、正常な妊産褥婦・新生児の診断について理解し助産実践に活用できる。
- (4) 知識・技術を統合して、予期せぬ場面や対象の状況に合わせた柔軟な思考をもって対応ができる。
- (5) 人々が住み慣れた地域で、どのような状況においても安心・安全に子どもを産み育てられる地域づくりに関わり、地域に貢献できる能力を養う。
- (6) 専門職として常に自己の課題を見い出し、追及していくことができる。

3 カリキュラムポリシー

助産学科の教育課程の基本的な考え方を以下に示します。

本校のカリキュラムは、生命の尊重と倫理観を基盤にし、1年間で助産の基礎的知識と技術を修得するとともに、あらゆる対象や状況に合わせた判断・対応力を培い、助産実践に活用できるための科目を配置します。

- (1) 多様な対象を理解・尊重し、生殖や周産期医療を踏まえ、対象に合わせた助産師の関りについて「基礎助産学」をはじめとする各科目や関連科目を通じて学び実践する。
- (2) 助産に必要な専門的知識と技術を修得できるよう、「基礎助産学」では医師をはじめとする多職種による周産期医療の講義を取り入れ、「助産診断・技術学」では主に助産師による助産技術やケアの方法を学び実践する。
- (3) 周産期において予期せぬ場面で状況に合わせた柔軟な対応ができるよう、「助産診断・技術学」では医師等による講義や演習および実習を通して母児救命や新生児蘇生について学ぶ。
- (4) 女性のライフサイクル各期において、住み慣れた地域で安心・安全に生活するために、国際的視野や周産期のメンタルヘルスをふまえた支援ができるよう、「地域母子保健」では保健師をはじめとする多職種による講義や演習および実習を通して地域支援や関連職種との連携について学ぶ。
- (5) 安全で快適に妊産褥婦とその家族が妊娠・出産・育児期を過ごすための助産ケアを提供できるよう、「助産管理」では病院・助産所における助産管理に必要な基本的知識や災害時の助産ケアについて、講義・演習および実習を通して学ぶ。

4 卒業要件

卒業には、本学に1年以上在学し、卒業必修科目 32 単位 990 時間を履修し、さらに欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えないことが必要です。

5 カリキュラムの概要 (詳細は、学生便覧参照のこと。)

本校のカリキュラムは、全て必修科目です。教育内容は、基礎助産学 7 単位 (135 時間)、助産診断・技術学 10 単位 (270 時間)、地域母子保健 2 単位 (45 時間)、助産管理 2 単位 (45 時間)、臨地実習 11 単位 (495 時間)、合計 32 単位 990 時間です。講義要綱では、講義に関する内容を示します。(実習については実習要綱を参照のこと。)

各授業科目の開講前には、講義要綱から講義の概要を読み、必要な教科書・資料を準備して臨みましょう。

6 休講・補講について

各授業において、やむをえない事情が発生した場合には授業を休講することがあります。休講は、掲示板への掲示もしくは連絡網にてお知らせします。また、原則として補講を行います。改めて授業日を決定後、掲示板で通知します。

7 掲示について

学生への通知および連絡はすべて掲示板によって行います。毎日必ず掲示板を見るように習慣づけてください。掲示の見落としによる本人の不利益事項は救済の対象にはなりません。掲示内容、その他についての電話での問い合わせには誤りが生じやすいので応じられません。

8 単位と成績評定

(1) 単位と卒業認定

本校の教育課程は、すべて単位制になっています。単位は学修の量を数字であらわすもので、単位数は授業科目や講義・演習・実技の授業形態や授業期間によって異なります。また、科目の授業を受け試験に合格した場合に、定められた単位が与えられます。

(2) 再試験・追試験

再試験は、「学則」第 23 条により実施されます。まず、再試験を受けようとする者は、試験結果発表後の翌日までに再試験願いを担当に提出します。期限を超えた願いは受け取りません。

追試験はやむをえないと校長が認めたときに実施されるものです。登校日に担当教員に追試験願いととも、体調不良の場合には試験日に受診をした明細書の提示をして頂きます。その他の場合には、試験開始前の連絡時に指示を仰いで下さい。追試験の成績は得点の 80% となります。

(3) 成績評定

成績評定は、筆記試験の他レポート・実技・平素の学習状況によって行われます。評価基準は、S・A・B・C・D です。実習については、別途評価基準が設けられています。

(詳細は、学生便覧 IV 諸規程 「2 静岡市立清水看護専門学校 成績評定に関する内規」を参照のこと。)

(4) 試験の注意事項

試験には、終了試験・随時試験があるので、各科目において確認しましょう。

「静岡市立清水看護専門学校 成績評定に関する内規」に規定されています。授業時間の3分の1を超える欠席がある場合には、当該試験の受験資格は認められません。試験開始30分を超えて遅刻した場合は、入室を認めません。連絡なく欠席したものは、試験を放棄したものとみなします。遅刻・欠席する場合には、試験開始前までに連絡をとり理由を伝える必要があります。遅刻時は職員室で来校した旨を伝え、指示を受け静かに入室して下さい。集中して試験にのぞみましょう。試験中退室した場合には再入室はできません。

試験は、原則学籍番号順で受けます。机の中・脇に物が無い状態にし、机の上には鉛筆またはシャープペン・消しゴム・講師より指示があるもの以外は置いてはいけません。不正行為とみなされないよう、ハンカチ・ティッシュが必要な場合には、事前に講師に申し出て許可を受けてください。質問時には挙手して下さい。講師がそばに行き質問を受け、必要時ホワイトボードに記入します。

9 受胎調節実地指導員認定講習について

本校は、静岡県より、母体保護法第15条、同法施行令第7条第2項並びに同法施行規則第16条及び第17条の規定に基づき、受胎調節実地指導員認定講習会として承認されています。別紙「静岡市立清水看護専門学校受胎調節実地指導員認定講習会に関する実施要領」及び資料を参照し、講義・実習を行い、考査(学科試験)を受け合格することで、受胎調節実地指導員認定講習会修了証を受け取ることができます。その後、住所地の都道府県の母子保健担当係(静岡市は静岡市保健所)に申請します。(詳細は、別紙「静岡市立清水看護専門学校受胎調節実地指導員認定講習に関する実施要領」参照のこと。)

10 新生児蘇生法専門コース認定講習について

新生児蘇生法講習会は、日本周産期・新生児医学会が組織する新生児蘇生法委員会において、「すべての分娩に新生児蘇生法を習得した医療スタッフが新生児の担当者として立ち会うことができる体制」の確立を目指し、新生児蘇生法(NCPR)普及事業の活動として行われています。この講習会は標準的な新生児蘇生法の理論と技術を習熟させ、児の救命と重篤な障害を回避することを期待しています。

新生児蘇生法専門コースは、周産期医療機関の医師・看護師・助産師・救急救命士等を対象とし、講義と実習をあわせた5時間の講習をうけ、気管挿管、薬物投与を含めた「臨床知識編」「実技編」で構成される高度な新生児蘇生法を習得します。

講習会を受講後、講習会所定の試験に合格し、手続きをとることにより、「新生児蘇生法専門コース修了認定」の資格を得ることができます。

11 オフィスアワーについて

授業についての質問や勉強の方法、就職相談などに対し教師が対応します。

[対応可能な時間]

月・火・木・金(第1・第3)曜日 8時45分～16時30分

水・金(第2・第4・第5)曜日 8時45分～16時00分

ただし、上記時間内であっても会議・出張・休暇などで教師が不在の場合や相談者が重複する場合もあるため、事前にアポイントメントをとることが望ましいです。

本校の教師以外の講師については、講師によっては講義終了後に質問を受け付けることもあります。